

別紙2

福祉用具例外給付の主な事例（意見書等記載例）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（記載例）
I 状態の変化	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める状態となり、福祉用具が必要と思われる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める状態となり、福祉用具が必要と思われる。
II 急性憎悪	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める状態となり、福祉用具が必要と思われる。
III その他	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。よって、特殊寝台が必要と思われる。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。よって、特殊寝台が必要と思われる。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。よって、特殊寝台が必要と思われる。
	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。よって、床ずれ防止用具が必要と思われる。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。よって、移動用リフトが必要と思われる。